

第9回点検検証部会 議事録

1 日 時 令和元年7月29日(月) 16:00~18:14

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希(部会長)、西郷 浩(部会長代理)、川崎 茂、嶋崎 尚子

【専門委員】

大西 浩史(株式会社リアライズ代表取締役社長

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長)

篠 恭彦(一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員)

西 美幸(アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー)

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、埼玉県、東京都

【説明者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官

厚生労働省大臣官房人事課調整官

【事務局(総務省)】

小森大臣官房審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、永島次長、柴沼次長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子統計審査官

4. 議 題

(1) 重点審議(毎月勤労統計調査)について

(2) その他

5. 議事録

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局からまず御案内いたします。本日、冒頭報道のカメラが入ります。ここからカメラ撮りを可といたします。

○河井部会長 ただ今から第9回の点検検証部会を開催いたします。

本日は、毎月勤労統計調査について、厚生労働省からのヒアリング及び再発防止や統計の品質向上の観点からの審議を行いたいと思います。

では、事務局の方から資料の確認をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 本日の資料ですが、資料が2点、参考資料が3点あります。資料1としてA4の1枚紙のもの、それから、資料2としてパワーポイント横長

の資料ですが、それと、その資料の別紙としてA3の紙があります。そのほか、参考資料を1、2、3の3点それぞれ配布しております。不足があるようでしたらお申し出いただければと思いますが、よろしいですか。

以上です。

カメラ撮りはここまでといたします。

○河井部会長 それでは、議事に入ります。まず、事務局に、6月に決定した建議における改善策の中から、毎月勤労統計調査に関連が深いものについてピックアップしていただいておりますので、その資料について説明をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 それでは、資料1、A4の1枚紙、表裏のものを御覧ください。6月に「公的統計の総合的品質管理を目指して」という建議を統計委員会としてまとめていただきましたが、その中でいろいろ改善策を御指摘いただいておりますが、その中から毎月勤労統計調査に関連が深いものと考えられるものをピックアップさせていただきます。

説明させていただきますが、まず1点目、「PDCAサイクルによるガバナンスの確立」の項目です。ここは全ての統計に関連する事項であります。特に今回毎月勤労統計の事案が発生したことを受けて、ガバナンスの確立を取り上げていただいたと思いますので、イの一番の関連事項として挙げております。改善策といたしましては、各府省において調査実施後、あるいは毎月の調査の場合、毎月、毎月というわけにはいきませんので、または定期的にということで書かせていただいておりますが、統計幹事のもとで調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。それから、2点目として、点検・評価を踏まえ、必要に応じて業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。3つ目として、点検・評価結果は総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表するということが書かれております。

それから、2点目ですが、「統計作成プロセスの適正化」です。3点改善策がありますが、1点目が、調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底するという事です。毎月勤労統計調査の場合、書面調査を提出いただいた中身を見ますと、集計段階のチェックは、システムを使わずに目視のみで実施されているという報告をいただいております。それから、2点目ですが、統計幹事のもとで調査担当から独立した分析的審査担当官が調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施するという事です。それから、3点目ですが、名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置を行うことについて、調査の事務手引等において定めることとするとされておりますが、ここに関連しましては、毎月勤労統計の場合、書面調査結果によると調査員の任命状況の確認は行っておりません。また、指導員等の巡回による実施状況の把握、あるいは現場に職員派遣しての実施状況の把握、業務の節目及び完了時の報告聴取については、いずれも実施されていないということでした。

それから、大きな3つ目ですが、統計の仕様・品質に関する情報開示、いわゆる「見える化状況検査」等による外部検証可能性の確保の項目です。ここは2点ありますが、まず1点目、ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載するという一方で、外部への情報開示の関連の事項ですが、書面調査によりますと、毎月勤労統計調査については平成31年2月時点で「調査方法」の情報開示のスコアは一番低い1、「標本設計」、「集計・推計方法」、「標本誤差」の各項目については、情報開示スコアは2ということでした。

裏面に参りまして、今のところの2番目ですが、統計法等の一部改正法、30年に法改正がされたものですが、本年の5月1日に施行されております。本法によりまして調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層推進するという事です。書面調査によりますと、29年度における調査票情報等の2次的利用は、毎月勤労統計の場合3件、オーダーメイド集計が0件、匿名データの作成は行われていないということでした。

それから、大きな4つ目の項目ですが、「調査関係データの保存」です。これは、結果数値の誤り等が発生した際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保するという事です。書面調査によりますと、毎月勤労統計ではメタデータは存在しますが、データの保存の定めは不明確でした。母集団復元情報については、1年以内に廃棄ということになっております。あるいは、地方調査については、電磁的記録媒体に記録したのも含みますが、調査票情報は3年保存の後に廃棄ということになっております。

それから、最後の項目ですが、「情報システムの適正化」です。ブラックボックス化しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討するとされております。書面調査によりますと、毎月勤労統計では集計システムについては内製で作られておりました、COBOLあるいはC言語などがソースプログラムに使用されていると。調査変更時のシステム面での問題として、「累積値を計算に使うなど処理内容が複雑な上、調査開始以来変更のたび微修正を加えて使い回しているため、処理が複雑化しており、全容を把握するのに熟練を要する」という理由から、「何を直すべきか分からない」点が問題点であると挙げられております。

資料1については以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、ここでの話というのはこれまでも何回も出てきた話なのですが、改めて確認しておく事項とかありますか。よろしいですか。どうぞ。

○篠専門委員 ポツの2つ目、「統計作成プロセスの適正化」のところですが、その中の黒ポツの2つ目のところで、「結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する」と記載されています。「PDCAサイクルによるガバナンスの確立」と

いう前の項とも関連するのですが、先般も申しましたが、対象として、再発防止策検討状況の管理とされていますから、管理される再発防止策の検討状況には、必ず実施された再発防止策の有効性の評価を含めていただきたいと思います。有効でなければやめるという判断が含まれないと、手順ばかりが増えていくということになります。

その前の丸で、「P D C Aサイクルによるガバナンスの確立」のところですが、「利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる」と記載されています。無駄なものは削除していくこと、とられた改善策についても実施していただきたいと思います。

○河井部会長 ありがとうございます。

○永島総務省統計委員会担当室次長 おっしゃるとおりです。ただ、補足させていただきますと、この資料では言及しておりませんが、建議のフォローアップの箇所において、御指摘のような出入りを含めてフォローアップしていくと書かせていただいておりますので、今後その点は特に留意して運用していきたいと思います。

○篠専門委員 よろしく願いいたします。

○河井部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日これから行う審議につきましては、今確認していただきました資料の論点を毎月勤労統計に当てはめて、更に具体化する、あるいは再発防止や統計の品質向上の観点から新しい視点を提示するという事で進めさせていただきたいと思います。また、そうした審議の前提として、現在の業務プロセスの内容を理解することが重要になると考えられますので、調査の現状につきましての資料を厚生労働省の方で用意をしていただきました。特に各種の指標や統計を作成する推計や集計の部分につきまして、詳細が分かるようにという依頼をして、御対応いただきました。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 厚生労働省でございます。それでは、資料2及びその別紙に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2、横紙の「毎月勤労統計調査について」でありますがおめくりいただきまして1ページです。こちらは、既に委員の先生方は十分御承知の部分もあろうかと思いますが、毎月勤労統計とはいかなるものであるか、その概要を整理したものです。

調査の概要として、目的としましては月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的としているもので、調査の対象としましては常用労働者5人以上を雇用する事業所につきまして、先ほど申しました雇用、給与、労働時間について毎月の変動を把握するものです。対象は、約190万事業所、これは経済センサスをもとにしておりますが、そこから抽出した約3万3,000事業所の調査となります。補足ではあります、今般の事案におきまして適正に調査計画どおり実施されていないという指摘の中で、3万3,000につきましても1割ほど少ない事業所で調査しているという御指摘というか、そういう実態がありましたので、これにつきましては速やかに計画どおりという御指示をいただいているところで、そのうち、東京都の500人以上規模のところは全数ではなかった部分を、今年の6月調査から全数に戻すという作業をしております、3万3,000に戻す作業も取

り組みたいと考えているところです。

続きまして、公表しているものは、そこにありますとおり、賃金につきましては現金給与総額以下5つのものですし、労働時間に関係する指標としては総労働時間以下4つのもの、あと、常用労働者数を出しております。なお、その※にありますように、時系列比較につきましては、現時点では2015年を100とした指数を作成・公表しているところです。

調査の方法ですが、先ほども少し触れましたが、計画上500人以上事業所は全数調査で、東京都につきまして全数ではなく抽出になっていたという、計画どおりではない部分もありましたが、今年の6月調査から東京都も含め全数調査にしたところです。499人以下のところにつきましては、標本調査になっておりまして、これにつきましてサンプルを3分の1ずつ入れかえるローテーションサンプリングを30~499人のところで平成30年から導入していますが、今、経過措置期間中で、30年と31年については2分の1ずつ入れ替えて、その後、32年からは3分の1になります。5~29人につきましては、標本調査でローテーションサンプリングを以前から実施しておりまして、半年間に3分の1ずつ入れ替えをしているというものです。

それから、右側の方は抽出方法等ということで、抽出方法につきましては、先ほどの経済センサスからできます事業所母集団データベースの年次フレームを基に抽出を行っているものでありまして、産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出しているものです。5~29人につきましては、二段抽出法ということで、センサスの調査区に基づいて毎月勤労統計調査の調査区を母集団フレームとしまして、その中から抽出した調査区につきまして、その中での5~29人の規模の名簿を作成して、その中から無作為抽出しているという状況です。

標本設計は、産業分類及び事業所規模別に、そこにありますような標本誤差におさまるような形で抽出するように標本設計をしているものです。なお、30~499人につきまして、廃止事業所や30人未満になった場合には事業所の対象から外れますので、その場合の補充は毎年1月に最新の年次フレームから事業所を抽出して、追加して行っているものです。5~29人につきましては、調査区ごとに名簿を作っておりますので、そこから抜けたものにつきましては、速やかに新しい別なところを追加するというやり方で行っております。

以上が全国調査の概要です。

次の2ページが、毎月勤労統計は地方調査というものも行っておりまして、中身は都道府県別に先ほどの全国調査と同じことを調査するものでありまして、違っておりますのが対象の部分で、都道府県ごとに一定の精度を確立するために、調査概要の2つ目の白丸の「調査内容・調査対象事業総数」の2つ目のポツですが、母集団は同じですが、抽出する事業所が4万3,500事業所となっております。ただし、これにつきましても、30年1月時点では2,000ほど少ない4万1,400になっているということで、これも本体と併せて計画どおりにするというところで考えているところです。

公表につきましては、全国と同じようなものになりますが、都道府県ごとに調査しているというものです。

右側の方の標本設計も基本的には同じですが、標本誤差につきましては都道府県ごとに区切りますので少し高目になっているのと、あと、全国調査で使ったものも当然都道府県の地方調査として集計いたしますので、抽出率につきましては、絵で描いておりますが、例えば全国調査ですと抽出率逆数が6、6分の1で抽出するという場合には、並べたもので6飛びに黒丸のようにとるわけですが、それも含めて約数となるような形で地方調査の抽出率逆数を定めているということで、実際には黒と、更に間にとった二重丸の2つが地方調査での抽出の事業所になるというものです。

これが全体の概要です。

続きまして、3ページのところは利活用状況です。これにつきましては、今般の事案でいろいろ国民の皆様にお迷惑をおかけすることになりましたが、活用として、雇用保険や労災保険の給付に係る算定の基礎資料となっているところが非常に社会的には大きな意味があるものでありまして、そういう意味でも、正確性が強く求められるものであるということで、今回大変国民の皆様にお迷惑をかけた事案になってしまったというものです。また、それ以外にも、3つ目のところですが、月々の賃金等をとっておりますので、月例経済報告のような月々の日本の経済の動き、あるいは経済財政白書等において賃金や労働時間の動きに利用されているものでありますし、また、実際に企業での数値を集計したものだということで、各企業において労働条件決定の参考資料にもしていただいているものです。

次に、4ページからが実際の毎月勤労統計の業務の流れがどうなっているかというものです。細かいフローは別紙にありますが、まず、全体のポイントを説明させていただきたいと思います。業務の流れですが、これは書面調査にあった資料の再掲になりますが、基本的には厚生労働省と都道府県において実施しているものになります。実際の調査の企画あるいは標本抽出は厚生労働省で行っているということで、そこに担当の係を書いております。実査は、従来は都道府県のみで行っていたわけですが、今般東京都の500人以上規模につきましては一部本省から直轄調査を実施して、6月から全数にしたという事情もありまして、実査におきましても本省、厚生労働省も黒丸の印がついているというところです。あと、入力には本省、都道府県、実際の紙ベースのものを電子データにするもので民間事業者も活用しております。その後、審査、集計、そして公表につきましては、全国調査は厚生労働省、地方調査については都道府県からとなっているということです。

毎月の作業ですので、スケジュールを御参考までに真ん中のところに平成30年12月の確報の実績を書いております。企画は2月から6月にかけて行って、6月に標本抽出を行って以降、作業をそこにありますようなスケジュールで行って行って、最終的に31年2月の後半に確報が公表されるという流れになっております。速報と確報を公表しておりますので、月に2回このような作業が繰り返し行われているという状況です。

続きまして、調査票の回収から公表までの中の作業の流れですが、折りたたんでおりますが、資料2の別紙の流れ図を御覧いただければと思います。これは、ただ今申し上げました都道府県等の動きも含めて書いているものでありまして、まず、一番左側は時期ですが、その次のところが調査対象事業所です。調査月の調査票につきましては事業所で記入

していただくもので、翌月の10日までというのが締め切りになっております。

その上で、提出の方法には2つルートがあります。紙で提出いただく場合にはそれを都道府県に送っていただく。厚生労働省の直轄調査の分もありますが、分かりやすく都道府県のみで説明させていただきますが、都道府県に紙を出すものと、あともう一つ、調査対象事業所のところで下に伸びていますのがオンライン調査でありまして、オンライン調査は事業所で直接システムに入力いただいて、システム処理というところに直接飛ぶものになりますので、統計センターのオンライン調査サーバーに入った上で、厚生労働省に入ってくるという流れになります。

紙で出した場合には、まず郵送なり統計調査員が回収していただいた上で、都道府県の方で処理していただく形になります。この場合も、都道府県の方でデータを入力していただく場合には、下の直接入力というものになりまして、これは事業所のオンラインとは違いまして、都道府県に利用していただいています厚生労働省が作成している毎月勤労統計調査オンラインシステムというシステムがありまして、そちらのオンラインシステムの中に直接入ってくるものになります。上になりますが、紙だった場合には、今度は紙ベースで厚生労働省に提出いただいて、真横に行きますが、それを外部の委託業者の方に厚生労働省から委託してデータ化をして、パンチ済み、処理済みのデータにつきまして厚生労働省に送っていただくということになります。調査票につきましては、作業終了後業者から厚生労働省に戻していただいて保管するという流れになります。

その上で、パンチ業者から送られてきたデータ、あるいは都道府県が直接入れたデータが、毎月勤労調査オンラインシステム内ということでシステム処理のところのデータベースの中に入られます。ここでは事業所から直接オンラインで入れていただいたデータも全て合わさるということで、システム内で全てデータが集計される形になります。

その後、次の点線で囲った四角のところですが、この部分が中身のチェックになります。出てきた、データ化された集計表につきまして中のチェックをして、正常値であればそのまま次の集計の方に行くわけですが、異常値が出た場合には軽微な異常か重度な異常かというところで判定B、Cというのを付けますが、係で判断をした上で、都道府県を通じて事業所に疑義照会をしていただいて回答いただく場合、あるいは疑義照会なく集計できるという内容のものであれば集計した上でもとに戻していくということで、再度チェックをかけてエラーが出ないかどうかを見るというループを繰り返すことによって、エラーをなくすものが四角の中の作業です。

最終的に正常値、判定Aとランクされたものにつきまして、更に下の次の四角に参ります。ここにつきましては、集計をするものになりますので、集計をした上で、エラーが出るかどうかというものになります。実際にエラーが出た場合には、すぐ集計されず保留となる場合もありますし、いずれにしても、ここも所管室で集計対象にできるかどうか判断をして、集計できる場合にはエラー修正をするものです。

その上で、集計できるものにつきましてその下の全国集計用データの抽出としまして、調査票データと事業所データという形に整理されて、それを今度は毎月勤労統計調査オンラインシステムから統計処理サーバーに読み込みまして、ここは集計をするためのデータ

システムということですので、ここにつきましてサマリーを作り上げまして、それを基に確認用の統計表を作成いたします。集計データで暫定用のものを作りまして、それについて職員が確認をする作業を行って、問題がなければ次のところに行きますが、問題がある場合にはまたもとに戻ってチェックをするというものになります。問題なくなったものを最終的に統計処理サーバーで読み込んだ上で、サマリーを作成して、公表用の資料を作るという作業になります。

集計値が確定したものにつきまして、公表という処理と、e-Statの方に送って、e-Statの方から皆様に使用していただくものにするという流れです。これが全体の流れのフローです。

資料2に戻っていただきまして、4ページのところですが、先ほど説明の中で出てきたものとして3つあります。1つが(1)にあります政府統計共同利用システムで、事業主の方がオンライン回答していただいているものにつきまして、このシステムを通じて毎月勤労統計調査オンラインシステムの方に入ってくるということで、現在オンラインの回答率は大体30%ぐらいという状況になっています。政府統計共同利用システムの後に、毎月勤労統計調査の実際の集約といいますか、調査票の集約に使われているのが毎月勤労統計調査オンラインシステムでありまして、データのチェックや審査、あるいは地方調査につきましては、地方がこのシステムを使って集計をしております。あと、本省での集計につきましては、毎月勤労統計調査オンラインシステムからデータを読み込みまして統計処理するサーバーがありまして、これを職員が使って毎月の結果を出しているものです。プログラム言語としては現在COBOLを使っているというものです。

以上が4ページです。

5ページからは、実際の処理の中身のデータの利用、どういうデータを使って具体的には集計しているのかです。もちろん毎月集めております調査票の結果を使っているわけですが、それ以外を使う部分もありますので、その辺りの流れを少し書いたものです。これは、集計方法(各種平均値の推計方法等の流れ)で、各種平均値というのは平均賃金でありますとか平均労働時間を出すためのものです。

これらにつきましては、大きく3つの元データがあります。そのうち、通常の調査票情報は真ん中です。毎月勤労統計システムよりダウンロードし投入というのは、調査票を電子化したものをそこから読んでくるデータということで、例えば前月末の労働者数でありますとか、本月末の労働者数、更には例えば賃金を平均しようと思いますと、現金給与総額のデータを持ってくるというものです。賃金でありますと、調査対象事業所になった賃金総額を足し上げて、かつ対象となる労働者数で割り算をするわけですが、ただし、足し上げる際に抽出率が違うものについては抽出率を反映させる必要がありますので、一番右側にありますが、事業所の抽出率の逆数というデータが別途セットされております。1年に1回セットするものですが、そのデータdというのをを使って、dと今申し上げた真ん中のeあるいはaの掛け算でもって平均の賃金額を出していくというものになります。

ただし、その場合には、抽出率逆数は使っておりますが、日本の労働者数に戻すときに産業別のウェイトなどを考えるものは母集団労働者数というのを使っております、それ

につきましては、一番左にありますサーバー内で前月の処理時にセットしたものを利用するというもので、これで真ん中にあります推計比率というのを出しまして、これとの掛け算で実際の最終的な平均値を出していくという流れになりますので、大きくこの3つのを組み合わせて、それぞれにおいて計算をするもので、最終的にこれらを合わせて1人当たりの平均値を推計しているものです。これが一般的な推計のパターンです。

ただし、先ほど申し上げました各産業、事業所規模ごとの労働者ウエートをどうするかというところにつきましては、先ほどのページではデータが前月末の処理で入っていると言いましたが、前月末の処理はどのようにしているかというところが、次の6ページの集計方法（母集団労働者数の推計方法）というものです。これにつきましては、一番左の部分に今回新たに雇用保険データを投入するというものを書いておりますが、それ以外の右側の3つにつきましては、基本的には前ページのものと同じです。

データに蓄えている本月末の推計労働者数、調査票情報の労働者数、そして抽出率逆数というのがありまして、これらを組み合わせて計算するわけですが、一番左の雇用保険データは何を使うかといいますと、そこにありますように、新設事業所や廃止事業所等4つのカテゴリーの事業所を雇用保険データの被保険者数から引っ張ってきまして、その差し引きを出して、補正をするための補正率を出すというものです。ここで言いますと、

$\Delta x_i^j(t)$ というところですが、これを計算するというのが雇用保険データの活用でし

て、一方で、右側の2つのところは事業所の規模変更とかの情報です。前月までは500人以上に入っていたところが499人以下になった場合に、増えた部分は増えた方に事業所データを足し上げますし、また、減った方はそれを引くという作業をする必要があるので、その部分のfとgというところの引き算をして、これらの補正の Δx と Δy で補正して、翌月調査に使う母集団労働者数を出すという作業をしております。これも基本的にはこの4つのデータをベースに計算するというものです。

その下の四角ですが、これは事業所規模が抽出のときは例えば500人以上だったが、調査時には499人以下になっていた、300人になっていたような場合とかですと、そこでどう処理するかというところを文章で書いておりますが、事業所に疑義照会を行いまして、記入ミスなのか、あるいはほんとうに変わっていたのかというのを確認の上で、必要に応じてその修正を行うというものになります。修正を行う場合には、内部で管理している事業所の情報を直接修正するために、修正は翌月以降の反映ということになります。そういう形でしているということでもあります。また、集計等を行う際には、集計後の事業所規模に基づいたデータを作成するということとなります。あと、事業所規模が修正された事業所は、修正前の事業所規模、産業では流出事業所になりますし、修正後の方では流入事業所として扱われるというもので、その形で翌月の母集団労働者数に反映されるという作業になります。

以上が6ページです。

それから、7ページは補足的なものになります。現在、毎月勤労統計で共通事業所系列と言っておりますが、継続的な標本によるデータ処理というのを一部追加的に行っており

ます。共通事業所とは何かといいますと、毎月勤労統計はサンプルを入れ替えますが、サンプルを入れ替えたときに新と旧のサンプルでギャップが発生する場合があります。あるいは、経済センサスを新しくベンチマークとした場合に、その際の労働者の構成等の変化によってギャップが発生する場合があります。

これは、以前はギャップ修正という形で過去に遡って数値を変えていたことがあったのですが、統計委員会での御意見等を踏まえて、現在、30年1月の入れ替え時から過去に遡って修正は行わないという形になりましたので、それに代わるものとして、ギャップはあるが比較可能なものということで、当月と1年前との両方に有効回答をいただいている事業所の個票を比較するという数値を出しております。それを共通事業所系列と言っておりますが、これは1年前と当月の両方に回答があったという結果から出てくるものですので、事前に事業所を決めているわけではなくて、その月、その月で共通になっているところをマッチングした上で、それについて集計をするというものになります。ですので、一旦マッチング作業というのが入りまして、マッチング作業に当たったところを共通事業所とした上で、それについて先ほどの平均値等の推計の流れを行うというものです。集計の仕方は基本的には同じなのですが、これについては最初の選定時点が存在するというものです。

なお、※にありますように、同一事業所の平均賃金などを見るためのものでありますので、労働者数の変化の影響を取り除くという意味で、母集団労働者数を集計月と1年前とで同じものを用いて推計比率を計算して行っているというのが、共通事業所系列の特徴的なところではあります。

7ページは以上です。

続きまして、8ページは、実際に先ほどフローの中でも申し上げましたが、毎月におけるチェックはどういうことをしているかというところで、基本は目視確認でしているというのが現状です。例えば先ほどの雇用保険データは職業安定局という原局からいただいているデータを基にするわけですが、その場合に、いただいたデータについてレコード数がきちんと合った電子データを読み込んでいるかというところは確認しています。あるいは、それによる補正が異常な値になっていないか、通常雇用保険データの数字というのは、毎月事業所の動きがありますので、補正率が全て1というのは全く影響、補正がないというものになりますので、そういうのは現実的にはあり得ないので、1になっている部分については何かおかしくないかチェックでありますとか、あるいは、例月に比べて極端に大きいもの、あるいは小さいものはないかというところを見るというもの、あるいは、この件とは関係なくて、一般的な公表につきまして出力された結果を確認するということ、また、実際に賃金の変化率というのはいろいろ分析、要因分解とかをしております、それが先月の動きから比べて説明困難な動きをしていないかなどという確認をさせていただいております。

それとは別に、機械的にチェックといいますか、目視の補助というのもさせていただいております。これは、確報値と速報値の2つ書いてありますが、基本的には同じでありまして、まず、確報値につきましては、速報の数値と比較して大きく変化しているものについては、打ち出した時点でセルに色を付けて出てくるようにしております、あるいは、

速報値ではプラス1%とかプラスで出ていたものが確報値ではマイナス0.5とかという符号が反転する場合には、セルに四角囲いが付くようにエクセル上で自動処理をしております。そういうところに、まず目を付けて、これが異常値なのか、あるいは合理的な結果なのかというところを人間の目視によって確認する、チェックを行うということをしております。同じように速報値につきましても、前月との比較において大きく動けば色を付けますし、符号が反転すれば四角囲いを付けて、それについて問題がある異常値かどうかというのを職員によって確認しているという作業をしているものです。

以上がチェックの現状です。

次は9ページです。9ページはプログラムの改修を行った場合の確認方法ということで、直近で行ったプログラム改修について記載しています。平成30年1月にローテーションサンプリングを導入しましたので、その際の改修が大きな作業になっていたわけですが、導入以前につきましても、同一産業、事業所規模の場合には、同一産業、事業所規模の中では事業所の抽出率は全て同じというのが前提として調査をしておりましたので、その部分の逆数というのは加味しないものになっておりましたが、ここの部分を東京都だけ変えてしまったということが今回の事案の問題だったわけです。考え方としては、同一産業、事業所規模では同じ抽出率に基づいておりましたが、ローテーションサンプリングになりまして、3分の1ずつ入れかえますと、新しい事業所を抽出するところで同じ産業、事業所規模であっても年が変わると抽出率逆数が変わる可能性があるということで、そういう部分も加味するために、同一産業、事業所規模の場合でも、都道府県は東京の500人以上を全数にすればその部分はクリアされるわけなのですが、ただ、そういうことが起きた場合でもきちんと適正にできるように、あるいは、年によって抽出したものを組という言い方で分けておりますので、組が異なった場合にはきちんと異なっている抽出率を反映できるようにプログラムを改修したというものです。

ですので、次のパラグラフの2行目にありますが、改修により産業、事業所規模、都道府県、組に依存して決めるように変更したものです。これにつきましては、室内の関係各係等で認識を共有した上で、技術開発第一係というところがプログラムの改修をしておりますので、そこに対して作業依頼をしたというものです。

その場合の確認方法としましては、上記のプログラムの改修をする上で、適切な改修が実施されているか否かについては、開発いたしました技術開発第一係を主として以下の確認を行ったというものです。読み込みのファイルのレイアウトが正しいレイアウトになっているか、きちんと用意しているファイルが読み込もうとしているものと同じになっているかということでありまして、抽出率逆数が事業所ごとに設定したものととしてきちんとシステム内で処理されているかということでありまして、それらをきちんと反映した賃金、労働時間等になっているかを検証したもので、集計値につきましては、別の言語によりプログラムを作ったものと両方で値がぴったり一致するかということを行って、確認を得るという段取りを踏んでいるというものです。公表される集計値については、別係でも確認を行うというものです。

以上がプログラム改修の中での動きです。

その上で、最後の 10 ページにつきましては、実際に 1 月に起きている作業、主な処理と
いうのを順番に並べましたので、先ほどのフロー図等を含めておさらい的な形で見ていた
だければと思います。毎月勤労統計は 1 月にデータが一部入れかわりましたので、まず、
事業所情報の登録というのをシステム内で行いました。ここでは、1 月分から調査対象に
なった事業所の情報というのを、受託業者を通じてですが、毎月勤労統計調査システムの中
にデータを登録するというのがまずあります。

その上で、毎月の調査で 1 月分も通常と同じように、都道府県から提出された紙のデー
タについてデータ業者に渡し、電子データ化をする。これは、厚生労働省内の作業を書い
ていますので、もちろんこれ以外にも事業所から直接入ってくるデータでありますとか、
都道府県からデータ入力いただいたデータも電子データ化されて、これらと一緒にするとい
うところは変わっておりません。

その上で、事業所情報及び新・旧の 1 月分の調査票の訂正というものでありまして、産
業分類や事業所の名称等に変更があった場合にはその情報を修正するという作業がありま
すし、調査票の数値に異常があれば都道府県に照会をかけて数値を訂正するというもので
す。

続きまして、1 月分データダウンロードということで、集計するためには統計処理サー
バーにデータを持ってくる必要がありますので、毎月勤労統計調査システムの方からデー
タをダウンロードするものでありまして、ここでも事業所規模が抽出時と調査時で異なっ
ている事業所については、リストで出力して事業所に疑義照会等を行うという作業があり
ます。

その上で、平成 30 年 1 月分の新・旧集計等ということですが、ここで新・旧と言っている
のを説明しておりませんが、入れ替え時、この場合で言いますと 30 年 1 月につきま
しては、新サンプルと旧サンプルの両者の調査をしております。これは何かといいますと、
1 月から新しく入った事業所も含めて集計するためのサンプルを新サンプルと言っており
ます。旧サンプルといいますのは、入れ替わる新しい事業所でなくて、12 月まで調査対象
になっていた事業所に対しまして、12 月で終わりではなくて 1 月まで調査票を出してい
ただいております。それは、1 月で調査対象が入れかわることによるギャップがどれぐら
出るかというのを定量的にはかるために、事業所において 1 月分まで出させていただ
くものです。旧サンプルについて先月までの集計と同様の集計を行い、新サンプルは新サ
ンプルで行いまして、これらを比較することによってサンプル入れ替えのギャップがどれぐ
らいかというのを把握して、皆様方に提示するという作業をしているものです。ですので、
2 つの集計をするというものです。

なお、平成 30 年 1 月については、ベンチマーク更新を行っておりますので、その部分の
母集団労働者数は経済センサスを基に作り直しているということで、新サンプルの母集団
労働者数の作成については、次の 6 のところに書いているものです。集計に使用する母集
団労働者数は、産業、事業所規模ごとに、平成 26 年の経済センサスが最新のもので
それを使って、平成 26 年経済センサスは 26 年 6 月末時点での調査ですので、26 年 7 月の
毎月勤労統計の常用労働者数との割り算をして補正比を作って、この補正比でもって新サ

ンプルの母集団労働者数を計算するという作業があります。これをここの時点でしているというものです。

これを行った後、ギャップ率ということで、補正比が出ますので、それを遡及して戻す遡及改訂をするということになります。先ほど申しましたように、30年1月からは賃金、労働時間の指数については遡及改訂を行わないという整理でありますので、そこについては、従来はこれがあったのですが、その作業は30年1月についてはなくなりましたので、残っております常用雇用指数は、労働者数という真の値が経済センサスで取れるということで、その指数についてギャップ修正を行います。

ギャップ調整を行った後で、指数長期時系列表等を打ち出すという作業がありますし、それを基に、今度は月次と四半期の季節調整値を出しておりますので、その計算を行いまして、最後に新しい1月分の指数等を作成するというので、7や9の処理を踏まえて1月分の新サンプルの集計における対前年増減率等を作成することで、1月の一連の作業を終えるというものになります。

用意させていただいた資料の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○河井部会長 御丁寧な御説明をありがとうございました。毎月勤労統計というのは、非常にたくさんのステップといますか、いろいろな推計を行っているなというのがよく分かりますし、公表されているもの以外にも具体的にどういう手順で推計がされているのかというのがよく分かる資料だったと思いました。

そこで、今お話しいただいたことを完璧に理解するのは難しいかもしれませんが、何か御質問があればと思いますが、まず、資料2の1ページと2ページと3ページは毎月勤労統計の概要を説明したところなのですが、こちらの方で何か質問ありますか。こちらは大丈夫ですか。これは今までも既に公表されているものですし、大丈夫だと思うのですが、この部会としましては、4ページ以降が実際のプロセスの話になっておりまして、4ページは業務の全体の流れが説明されております。4ページに関してはいかがでしょうか。どうぞ。

○川崎委員 詳しい御説明ありがとうございました。また、これだけのものを簡潔にまとめること自体も、なかなか大変な作業だろうと思いますので、本当にお礼を言いたいです。

1点、細かな点かもしれませんが、4ページ目の上の表の真ん中のところに実査というのがありまして、ここは担当が毎勤第一係、二係と書いてあって、都道府県と書いてありますが、本府省が実査される時は、民間委託はされていないのですか。特に東京都の部分はどのようにされているのですか。直轄でされているのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 調査票の送付から回収、そして、事業所への問い合わせ対応などは厚生労働省で行っております。

○川崎委員 東京都だけ、大規模事業所は厚生労働省で対応しているのは、客体数がある程度少ないから直轄でできるということなのではないでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。1,000は超えていないのですが、1,000弱あるので、少ないというよりは我々は結構きつい

量ではあったのですが、ただ、今回は速やかに行わないといけないということと、我々も逆に委託するためのノウハウというのも含めて考えると、まずは自分たちできっちりする方が確実にできるだろうということで行っております。

○川崎委員 分かりました。私が少ないと言ったのは、全体の標本に比べて少ないということで、おっしゃるとおり、確かに業務量としては多いのは分かります。ありがとうございます。

○河井部会長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。ここは大丈夫ですか。どうぞ、西専門委員。

○西専門委員 4ページの審査のところ、今の川崎委員のお話と同じで、役割に関する質問なのですが、審査のところ、本府省と都道府県の両方に丸をいただいているのですが、審査の役割で都道府県と本省で何か違いや、役割分担をしている観点というのはあるのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ここは都道府県が、ここはうちがというのはなくて、基本的には都道府県において審査していただいているという状況なのですが、先ほどありましたように、東京都の全数調査の部分は厚生労働省が送って回収するということをしていますので、そこは厚生労働省がチェックをして、審査をしたのですが、その内容は全く同じとと思っていただいて結構です。

○西専門委員 そうすると、同じチェックを双方でしている。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そこは、東京都の500人以上規模が抽出調査をしていなかった部分につきまして、追加的に調査しましたものを直轄調査と言っているのですが、ここについては都道府県を経由しないので、厚生労働省が審査をします。それ以外の部分は都道府県から調査票を配布いただいて、集めていただいて、審査をするという形になりますので、直轄分について都道府県がしている審査と同じことを本省で、それは直轄なので都道府県は審査ができないということで、我々がしたということです。

○西専門委員 それでは、審査という過程は、いずれの調査でも一度経る。それは県なのか、厚生労働省なのか、いずれか1回通すということですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そう考えていただいて結構です。

○西専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 ほかいかがでしょうか。川崎委員。

○川崎委員 もう一個、同じ表の中の一番左の企画のところですが、企画というのは一番ふわっとして、どこまでを言うのか、つかみにくいところではあるので、ここをもう少し教えていただきたいのです。恐らく想像するに、標本の設計を変更する、あるいはプログラムの変更をするとか、そういうところをしているのが企画ということなのでしょうが、どんなところを担当しているのかももう少し具体的に説明していただいたらありがたいのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 基本的に決ま

った毎月の作業は、ここで言いますと毎勤第一係、第二係、第三係というところではいるわけですが、その根本的な考え方をきっちり整理しているのは企画調整係ということになりますので、調査そのものは過去から続いてきていますけれど、それを見直す必要があるとか、例えば実際に調査をする上でもこの部分はどうか判断すべきだとか、数理的な面というのは全て企画調整係で見るという形にしておりますので、例えば見直すなり疑義があるとしたときに、立ち戻ってどう考えるかというところは企画調整係と相談するという意味では、この表で見ると最初の企画と公表のところだけということになってはいますが、各係の動きを把握した上で、必要に応じて関わっていくということを企画調整係でしているという感じです。

○河井部会長 よろしいですか。

○川崎委員 はい。

○河井部会長 ほかには大丈夫でしょうか。

○川崎委員 たびたびすみません。そうすると、でき上がった最終公表前のところの分析的審査というのは、一番右の公表のところにある労働統計活用・情報提供係だという理解でよろしいでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ここは、もちろんそのときの体制等にもよるのですが、今現在は企画調整係が分析等を行っております。労働統計活用・情報提供係は、実際にホームページに載せるとか、報告書を作るとか、報告書を配布するとか、現在は比較的事務的な、結果を使っていただくための作業がメインになっております。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 よろしいでしょうか。嶋崎委員。

○嶋崎委員 1点、流れ図のところでは御説明いただいた部分で十分に理解ができなかったのですが、実査において調査票を都道府県で回収し、それを業者に外部委託して入力する場合と、各都道府県で調査票データをシステムに直接入力するというのは、どのように判断するのでしょうか。また、業者に委託する場合の費用の部分などの仕組みがどうなっているか御説明いただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 大体の作りが、都道府県の方で集まった資料については、基本的には都道府県の方で打っていただくというのがメインです。下に行って都道府県からシステムに入れて入ってくるというところがメインなのですが、分量的に例えば締め切り間際になってたくさん来てしまったとか、一度にたくさん来てこのままだと作業が難しいとか、都道府県の範囲でここまでうちでは作業し切れない部分というところは紙で送っていただければ、厚生労働省で入れます。速報と確報という形がありますが、いずれにしても、締め切りがあって、できるだけ我々としては来たものはそこに反映させたいのですが、都道府県のマンパワーなどで厳しいところがありましたら、そこは厚生労働省に送っていただければ業者を使ってやります。この費用は厚生労働省の費用としているというものです。

○嶋崎委員 では、全体としては真っすぐ下において、都道府県がそれぞれ入力する経路

が基本だということなののでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうなります。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございます。そうすると、随分いろいろなところで入力を担当しているということですね。

○河井部会長 篠専門委員。

○篠専門委員 流れ図について質問ができるのであれば、今と全く同じところについての質問なのですが、外部委託業者へ調査票を送って入力させる場合には、調査票を受領している処理になっているのですが、つまり、それを3年間保管するとなっています。都道府県に委託した場合に、調査票データを入力した後の調査票の処理がこの中に書かれてないのですが、どうされているのか教えていただきたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 我々の整理としましては、データを入れていただいたものについて、我々が保持するという整理をしておりまして、地方が入れた調査票につきましては、もう電子化されたものを本省にいたしておりますので、紙自身は都道府県において保持していただいていると思います。

○篠専門委員 というと、どういう処理がされているというか、本省に来たものについては3年保存ということで書かれているわけですが、どんな形で保存されているかということについては、確認がとれてないということよろしいでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 都道府県の状況については、我々としては確認していない状況です。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ごめんなさい、そこは事務局からも確認させていただいていいのでしょうか。参考1で書面調査の回答をいただいておりますが、この読み方が今のお話だと変わるといって、10ページになりますが、3番の①のi)ということで表が出ておまして(1)－1というのと(1)－2というのが調査票情報の保管の部分なのですが、ここに所定の期間、3年保存というのは、地方調査という括弧がついていてどちらも書いてあるのですが、今のお話だと、(1)－1の記入済み調査票の方は、全国調査であっても地方から国に物が届かなければ同じ扱いになっているということのようにも聞こえました。だとすると、地方調査のところの読み方が変わるという理解でよろしいでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。現状行っているのは、今おっしゃったような形になっているということです。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。

では、次といたしますか、ステップで考えますと集計の段階ですね。集計は、賃金等の各種平均値並びに母集団労働者数の推計と、あとは、補足という発言がありましたが、継続標本に関するデータ処理という3本立てになっております。ローテーションは、我々は統計委員会で何回も御説明いただいているので何となく分かっていると思うのですが、最初に御覧になった方はなかなか理解しづらいかもしれません。数式の技術的な話につきましては、統計委員会で議論するという整理でよろしいですか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 あり方の議論はそういう整理ですが、現状の確認は

こちらの部会で行うのだと思います。

○河井部会長 これにつきまして何か御質問はありますか。どうぞ。

○川崎委員 これは、ただ数式を示していくよりも、少し業務フロー的に分かりやすくなっていると思うので、見やすくていいと思うのですが、これを前提に考えますと、修正を誰が担当するか、どのタイミングで担当するかということ言えば、どういう感じなのでしょう。5ページ目のところで見ると、右上のところは年1回毎勤第三係がと書いてあるので、これはそうなのだろうと思うのですが、あとのところはどういう格好になるのですか。この数字をどこで担当して行っていくことになるのかというのを教えていただければ。同じように6ページもですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 まず、5ページのところですが、修正といえますか、5ページのところの上の3つで言いますと、一番左側にありますものにつきましては、サーバー内に蓄えているデータとありますが、これは誰かがサーバーに入れる作業をするということではなく、前月の集計作業をすると、正しく言うと次の6ページの作業ですが、この作業をすると前月末の推計労働者数というのが計算結果としてシステムの中に保持される。例えば6月の推計をやろうと思うと、5月末の集計のときに出ていたものを引っ張ってくるという作業になりますので、そういう意味では、ここの事務は基本的には人の手を介さないで自動的に毎月毎月その月が終わったら、そのデータをアウトプットして、保持されて、翌月にはそこから引っ張ってくるという作業になるのが一番左のところですね。

それから、真ん中のところは、今度は毎月勤労統計システムよりダウンロードするものになりますので、先ほどからありました都道府県、直轄調査ですと厚生労働省、あるいは事業所からのオンラインシステムなりで集まってきたデータにつきまして、中の審査をした上で、審査終了のデータとしてでき上がったものを毎月勤労統計調査のシステムの中で確定しまして、それを統計処理サーバーの方にダウンロードして持ってくるということになりますので、そこにたどり着く前の時点では、調査票の収集から審査という段取りを踏みますが、それらが終わったデータについては、統計を始めるときにダウンロードという集計作業の中で一括して全部落としてくるものが真ん中です。

それから、次の6ページのところにつきましては、今申し上げた3つに加えて、一番右の雇用保険データというところがあります。これにつきましては、担当の職員が職業安定局より、DVDだったと思いますが、電子データとしてもらっています。そのデータを毎月1回システムの中に担当職員が入れ込む作業をするというものです。

○川崎委員 分かりました。

○河井部会長 よろしいですか。ほかにございますか。

○川崎委員 もう少しよろしいですか。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 今の最後の電子データ、雇用保険データをもらってくるという6ページ目の左のところに関してですが、保存はどうなっているのですか。これは永年保存になっていましたか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 今の時点では、保存年限は1年未満の扱いとなっております、そう判断している基というのは、うちの統計データではなくて他のシステムからもらってきたという判断があったのだと思いますが、ただ、まさにこの部分が過去に遡ってとれなくなったことが、遡及推計の大きな一つの弊害になってしまったということも含めまして、今後につきましては、これにつきましてもきちんと保持していくということは考えないといけないと思います。今は、その定めとは別にずっと持つようにはしています。

○大西専門委員 今のところに関連して、8ページ目とも絡むのですが、今回の書面調査の結果から、他の統計でも関連する統計の調査結果や連携先システム等からのデータを持ってきて使っており、そちらのデータが間違っているために自分たちの統計の調査結果にまで影響が出てしまったようなケースがあることがわかりました。保管に関しては残念ながら今そういう状況だったということは分かったのですが、関連システムからのデータのチェックをどうやられているのか。「データのレコード数と別途、紙で提供されているデータ件数が一致しているか。目視による確認」とあるのですが、紙とデータの件数チェックをやっていることは理解しましたが、データの中身に対するチェックがどれだけできているのかというのが分からないので、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ここに入っているデータが、被保険者数が産業などで並んだ数値ですので、その中の間違いというのは、残念ながら我々としては見つけるのは困難だと思っています。これは職業安定局でしているのですが、そこで全国のハローワークから雇用保険データを集計している組織というか部署があるのですが、そこの中での計算エラーがあって再集計せざるを得なくなったケースはあります。ただ、それ自身は職業安定局内のチェックでないと、我々では困難ということになりますので、我々でできる範囲として行っておりますのが、向こうの集計の中で、今月分についてはこれだけのデータを提供いたしますという形でデータをいただいた数とかは出ます。それは数字としては非常に大きい数字ですので、その数字と我々がいただいているデータの数がぴったり合っているかどうかはコンピューターで見るだけですから、何百何十幾つまできちんと数が合っているかというところは見ておりますが、その中身の精査までは現時点ではできていないというものであります。

○大西専門委員 この事象は民間でも多発するケースであり、所管が異なるデータの中身までを全てチェックするという事は現実的には難しいと思うのですが、ただ、そういうところにも間違いが混入している可能性もあるということを前提にして、大元のところのデータの確からしさの確認は一回してみましようとか、そういう形で幅広くその辺を見ていく姿勢が大切です。「間違ったのは他部局の責任だから、自分たちの組織では責任を持っていない」と、その状態を是としてしまうと、時としてアウトプットを利用するユーザーに迷惑を与えてしまうようであれば本末転倒ですから、そういう視座というか視点で見られるとよろしいのではないかと思います、指摘をさせていただきました。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、ここは、我々は今できないとは申しましたが、

ただ、そうはいつでも、向こうに責任を投げかけて、それで結果的に毎月勤労統計調査の統計がおかしくなると、影響は多大になるわけですから、今回の事案を踏まえて、向こうが提供するにしても、きちんとかいような点はできたものですか、そういうのをきちんとしていますかというのは、我々として働きかけないといけないものだというのは、今回強く認識したところです。

○大西専門委員 よろしくお願いたします。

○河井部会長 ありがとうございます。ほかは大丈夫でしょうか。

○西郷部会長代理 2点ほどあるのですが、今の御質問とも随分関連するのですが、5ページ目のところでかなり複雑な比推計であるとか、そういうものが使われているのですが、8ページ目と関連するかもしれないのですが、毎月のチェックで比推定に使われているような例えば i 、 j といったもの、比率をとる前の数字というのを出力して、それが先月と比べてどうかとか、前年同月と比べてどうかというチェックというものは行われているのでしょうか。比率の形になると、分子と分母で同じぐらい誤差が含まれているときに、それが打ち消し合って、結局分からないということがあります。推計をするときには、誤差が打ち消し合うというのは強みとして働くような気もするのですが、誤りを発見するという段階だと、比率をとる前のものもチェックしておく必要があるのではないかという気がしております。特に毎月勤労統計調査の場合には、労働者数というのがすごく重要な変数になるので、それが毎月どういう動き方をしているのかなというのは、是非ふだんの推計の作業の中でチェックするという仕組みが入っていた方がいいような気が私にはしているのですが、それが現段階で入っているのかというのが1つの質問です。

もう一つの質問は、6ページ目の左上の雇用保険データの扱いですが、ここで編入とか転出と言っているのは、私は、最初に読んだときには調査区をまたがるような編入と転出と思ったのですが、どうもそうではなさそうにも見えてきていて、統計調査で言う廃業は結構難しく、通常は調査区をまたぐような形で事業所が移動すると、出ていくものの方では廃業とカウントして、入っていった方では新設とカウントしていることが多いような気がするのですね。その意味での新設とか廃業というのは少し違っているような気もしているのですね。ですので、ここで言っている新設、編入、廃止、転出というのが、どういう状態のことを言っているのかというのを教えていただきたいというのが2点目です。

2点目はもう一つあって、例えば調査区をまたがるような移動というのがあったときに、ここで言っているのは頭数を勘定しているだけで、例えば新設の事業所があったときに、その新設の事業所を新たに調査の対象にするというところまではしてないという理解でよろしいですか。

2つ目は2つ質問が入ってしまいましたので、全部合わせると3つの質問ということになるかと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 後段の雇用保険の方からまずお話をさせていただきたいと思っておりますが、雇用保険データは産業、規模ごとに設定しておりますので、産業ごとに動くものについては、編入なり転出という形で書いている部分はあります。

あと、ここは確認がとれているものではないので恐縮ですが、雇用保険データですので、都道府県を事業所が移った場合には、多分転出なり編入にカウントされていて、要は、A県から転出してB県に編入という形でカウントされると、我々の知りたい日本での事業所数としてはプラスマイナスゼロになりますので、それをこの式で言うところのbとdの引き算で、cとeが同じであればここは打ち消してゼロになりますので、雇用保険データでこの事業所はうちのハローワークから外へ出ましたとかいう形でカウントされているとすると、そこをきちんと差し引きする必要があるということを書いてある面もあろうかと思えます。

ただ、我々として意図したいのは、雇用保険データによる補正というのは、地域差は関係しておりませんので、あくまでも事業所規模と産業で見たいということですので、そこでの動きを雇用保険データで補正している。そこでの事業所の増え高、あるいは減り高を補正するための指標として使っているというものです。

それが2番目の質問で、後段でおっしゃっていましたが新設とかいうのは母集団のデータベースに活用しているかという、使っておりません。あくまでもこれはどの事業所が増えた、減った、新設だったという情報ではなくて、数としての増え高でとっているということで、もちろん事業所のデータをより精緻に生かす方法として、雇用保険関係のデータを使っていくのは議論としてはあろうかと思いますが、今現在行っているものはそこまでのものではないというものです。

それから、最初にありました比推定の関係ですが、おっしゃるとおり、比推定比率、 r でいきますと、多分分母、分子の影響というのはそこだけ見ても分からないのではないかと。だから、極端に分母が大きくなったり、極端に分子が大きくなったりしていることが見逃されるというのは、 r だけ見ているとももちろんそうなのですが、ここで出ております真ん中の推計比率のところでは、分母にありますdについては、決められた年に1回の値をそのまま読んでいるだけです。毎月の値としては分母にありますeとEがそれぞれかわってくる場所ではありますが、eについては前月末労働者数ということで調査票情報から引いてくるものです。推計比率で使うのとは別に、打ち出しの数値としては出てきていますので、そこでのエラー的な動きというのは労働者数のチェックの中で出てきているのかなと思います。eにつきましては、前月のところを出している数字ですので、これについても前月の時点での数字の把握というのはできておりますので、結果的に推計比率を使っている数字というのは、調査を集計する中で出てきている数字を使ってはいるので、そちらの方で見るものにはなっております。ただ、比率の観点から見ているものではないのではありますけど。

○河井部会長 よろしいですか。

○西郷部会長代理 すいません、しつこいようで。続きというか、御回答に関しての質問になりますが、先ほどの雇用保険データの扱いですが、先ほどの御説明ですと、左側に書いてある部分でも産業や事業所の規模の移動も雇用保険データから調整しているのだという感じの説明に受け取れたのですが、そうすると、6ページの右半分でも、今度は、新設とかそういう部分ではなくて、現に調査されている事業所に関して産業と規模の移動とい

うのが調整されているようにも読めるのですが、両者の関係というのですかね、現に調査されている事業所における産業や規模の移動というのと、雇用保険データの方で捉えられている産業や規模の移動というのがこれで調整されている形になっているのかどうかというのが私には見えないのですが、これで大丈夫なのですかというのが御回答を伺っていて浮かんだ疑問なので、もしかなり込み入った話になりそうだったら、後で教えていただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 私どもの整理として、今委員がおっしゃったように、規模間の中での移動というのが右側のところで、左のところは雇用保険データの中での増減という形で考えてはいるのですが、雇用保険データの中での規模間、あるいは産業間移動がここにどう反映されていて、もしそうなった場合には右側とのダブリがないのかというお話かと思っております。

○西郷部会長代理 そうです。そういう感じです。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 すみません、そこは調べさせていただければと思います。

○西郷部会長代理 分かりました。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ごめんなさい、事務局から似たことの確認になるのですが、6ページの今お話があった雇用保険データの関係で、b、c、d、eという記号が使われているのですが、今のお話を聞くと、厳密にはb、c、d、eのところにもiとかjの添え字が付く数値のように聞こえたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうです。これはi、jが付きます。

○河井部会長 それでは、川崎委員。

○川崎委員 今度は、同じ5ページ、6ページの右の方にあるところについて質問させていただきたいのですが、年1回事業所抽出時に作成する抽出率逆数は、私、理解が間違っているのかもしれないですが、抽出率というのは一回標本設計したら固定してずっと継続されるという気がしているので、1年に1回変えなければならないのはなぜかというのが分からないので、それを教えていただきたいのが一つです。

それから、抽出率は多分ローテーションの組別には違わないだろうと思うので、ローテーションの組別に作らなければいけないというのがなぜかという初歩的なことが理解できてないので、そこも教えていただきたいと思っております。

それから、もしそこら辺が全部違うのであれば、今の毎月勤労統計調査のホームページを見ますと、推計方法のところいろいろ抽出率の表が載っているのですが、ローテーションの組別に抽出率が違うというようなことは全く書かれてない状況だと思います。そうすると、もし違うのであれば、あるいは毎年変わるのであれば、そのところはユーザーへの情報の提供という意味で、もう少しホームページを丁寧に書かれる必要があるのではないかというのがお尋ねです。そこら辺は合っているのかどうかという観点からお答えいただければと思います。

それから、最後にもう一点ですが、集計プロセスは極めて複雑で、私も何回か委員会や

部会の審議を通じてこの記号を見なれてきて、なるほどと分かってきたものなのですが、私は、このフローチャートのようなイメージで整理してもらおうと見やすいという気持ちがあって、事務局にお願いしたりして整理の仕方として考えたりもしたのですが、こういうフローチャートはともかくも、一体どういう集計をしているのかということと全部きちっと書き下したようなマニュアル的なものというのは作成されているのでしょうか。また、そういうのを公開していくとかいうことはないのでしょうか。要するに、標本設計、推計の仕方について一つの冊子ができるぐらいのコンテンツなのですね。それが無いものから、結局一々委員会でもこういう場面でも質問しているので、何かそういうものを一つにまとめられた方がいいのではないかと考えていまして、そのあたりはどうなっているだろうかというのを教えていただけたらと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 まず、御質問の抽出率について1年に1回というところではありますが、これにつきましては、3分の1ずつ入れ替えという原則に立っておりますので、今年度入れ替えた部分の新しい抽出率という形で出しているもので、昨年とか一昨年とかのもの抽出率についてはそのまま使うということで、新しいところが入ります。

○川崎委員 確認でお尋ねしますと、そうすると、全部フルローテーションスキームに移行してしまえば、これは年1回ということをしなくてよくなるということでしょうか。今は過渡期だから年1回しているという理解でしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 それは、組が違って、倍率が同じではないかということと同じ話でしょうか。

○川崎委員 ええ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 その部分は、基本的には変わらないですが、新たに抽出する時点において、新しいこの規模、この産業の抽出率というのは、前回と同じでいいかということがあります。そもそも誤差計算をしたときに、達成精度を見たときに、どうも誤差が大きくなっているというときは、ここの倍率というのは、抽出率を上げるというのですかね、多くとった方がいいのではないかとか、そういう調整を見て毎回の抽出をします。以前ですと、3年に1回全部入れかえるときに、前回の抽出率が今回そのままいいのか、見直した方がいいのかというのは、母集団の産業が非常に増えているから、これだけ母集団が増えているのであれば、抽出率逆数を大きくするのか、抽出率を下げてもいいとかいろいろ判断があらうと思うのですが、それを毎年することになってくるということで、そういう意味では、毎年そんなに大きく変わらないかと思うのですが、見直す中で抽出率が変わる産業が出てくると、そこについて変えたもので今年の抽出分についてはこういう逆数になりますというデータを入れ込む必要があるということです。

ただ、先ほどおっしゃったように、そういう部分がきちんとホームページに書かれているかということになりますと、十分提供できてないものと思いますので、そこは組によって違ってくるものが出てくる、昨年抽出と今年抽出で同じ産業、同じ規模であっても変わってくるものがあるというところは、きちんと提供していかないといけないだろう

と思います。

併せて、いろいろなことのマニュアルのことですが、お恥ずかしい話ですが、我々としてきちんと一冊にまとめたものになってないというのが正直なところですが、それで今回の事案への対応も相当苦勞いたしました、いろいろ過去のことが何でこういう経緯かとか、今一体どうなっているかというのが結構資料がばらばらになっていたということで、その結果、皆様への提供もできていないというところが実態でありますので、皆様に知っていただくことはもちろん、そして、我々実際に作業する者も今どうだ、経緯はどうだ、今後どうしていくべきかということも含めていくと、それはまとめないと全く話にならないと言ってもいいぐらいの思いがありますので、いろいろなことをまとめていくというのは、今その他の業務がいろいろありますが、すべきことだとは認識しております。

○河井部会長 ありがとうございます。

○大西専門委員 その際にお願いで、この説明資料の中にいきなり何の説明もなく「組」という単位という用語が使われているのですが、活用する上で「それは一体何なのか」というところから悩まなければならなくなるわけです。使われている用語が各省ごとにばらばらだったりとか、省内ではその専門用語が当たり前の共通認識になっているが、世の中に出したときに「この意味は何？」というのが理解できないと、活用も促進されません。是非こうした実態を公開していく方針と併せて、公開方法としてそういう用語の統一化や揺れをなくして揃えていただけると、よりユーザーは活用しやすくなりますので、その辺は御留意いただけるとうれしいかなと思います。

以上、意見でした。

○河井部会長 ありがとうございます。では、どうぞ。

○西専門委員 まだ大丈夫ですか。

○河井部会長 はい。

○西専門委員 すみません。今の大西専門委員のお話に少し関連して、川崎委員からの質問にもあったのですが、書き下したマニュアルが今ないということだったのですが、最終的にシステムに落とし込まれるときに、何かしら言語化して落とし込まなければならないのかと思っているのですが、システムへの落とし込みの際は、例えば設計書にそれを起こすとか、そういったプロセスはどのように取り扱いをされていたのかを確認させていただきます。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 システムのことのみならず、ほかのマニュアルもそうですが、例えば、都道府県の方々に作業をしていただくために手引を作ったりとか、部分的なものはあつたりはするのですが、ただし、そこは事務をするために必要な手引という形にとどまっていて、根本的な考え方とかそういうことは出てないとか、そういう意味では、部分的にはそれぞれいろいろあるというのが正確なところですが。

そういうところでいきますと、プログラム修正、システムのことにつきましても、現在こういう集計をしているという前提のもとで、それを今回制度がこう変わるの、こういう見直しをする必要があるという形で書き下したものはあるのですが、そもそものシステ

ムがこういうものということまできっちり書いて、それを変えていくという形にはできない。それは多分システムの考えとしては非常にまずいとは思いますが、今回何を見直して、今こうなっているものをこうするという取組のみを指示書として作っているという感じで行われているところで、そうすると、実は何回か前まで遡って全部トータルで見ようとすると、それぞれ1個1個持ってこないといけない。結局、それは非常に分かりにくくなるということがまさに問題なのかなと思いますので、そういう意味では、多分御示唆いただいているのは、そういうことがきちんと物として一つ整理されれば、その修正というのも明確になって、何をして、どうするというところが見えてくるということなのかなと思いますが、今はそのとき必要なものを整理しているという状況です。

○西専門委員 分かりました。関連して、今全体像が分かるものがないということで、是非これから整備していただく必要がある部分かと思うのですが、現状、例えばこのような推計の見直しをするということとかは、システムを改修される方は、見直しの指示書のレベルだけで実際に作業が可能なのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そこは、我々が毎月勤労統計という一つの非常に大きな業務の中で、人なり人事なりが回っている部分がありまして、以前の資料にもあったかもしれないですが、過去に経験して、毎月勤労統計調査をトータルとして5年とか10年とかしている方が多いというところがありまして、システムもするが実査の方も担当するという人事ローテーションで、システムのための専門家というよりは、毎月勤労統計の調査も分かった方にシステムを見ていただくという形で毎月勤労統計調査の担当者を回しているというところで、そういう意味では、恐らく毎月勤労統計調査を全く知らない人はこんな改修をしてということとは分からないと思いますが、調査を担当したことがある人、あるいは逆に以前システムをしていて今は調査を担当している人が集まって、今回の変更に対してはどう対応するかというのを打ち合わせの中でしているという意味では、明文化というのは非常に弱いですが、意思の確認は一定程度きちんとしていると思っております。

○西専門委員 ありがとうございます。結局効率化と属人化は相反するところがすごくあって、どちらを追求するかというのは非常に難しい部分ですし、厚生労働省の例の場合は、恐らく効率の観点と実査の視点を入れていらっしゃるのので、一概に悪いとも多分言えない例かなと思うのですが、第三者の視点に見える状態にある程度持っていくというところは是非目指していただきたいと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。うちが今までCOBOLを使っているということにつきましては、まさにそういう過去から知っている人がいて、その人が調査も知った上でいろいろ回していくという意味では、閉じた世界では多分それなりの効率性というのができていますかと思いますが、ただ、一步外へ出す、あるいは外の方に見ていただくことになると、何も物がない、考え方が分からないという状況になっておりまして、そこがまさに外からのチェックに対して十分情報提供できない。非常に悪い点としてはそういう点が出ているかと思いますが、やはりそういう面が今回の事案の問題点の一つの大きな要因だったとも考えられますので、その部分を

考えると、仮に今のやり方で回っている部分があるとしても、中長期的にはもう少し外の方もチェックできる、かつ中の部分もある程度効率的になるというところは考えなければいけない部分かと思います。

○河井部会長 どうぞ。

○大西専門委員 関連して、プログラム改修のところでお話ししようと思ったのですが、資料1のところで、「累計値を計算に使うなど処理内容が複雑な上、調査開始以来、変更の度、微調整を加えて使い回しになっているため処理が複雑化しており、全容を把握するのに熟練を要する」という、まさにここのブラックボックスを棚卸ししてホワイトボックス化することが最大の課題と思うのですが、毎月やらなければならない目の前の定常業務をこなしつつ、更にプラスアルファで棚卸しを並走させるというのは潤沢にノウハウ保有者がいない現状では大変難しいことだと前回のときにも御指摘させていただいたところです。ただし、あのときはこの業種はこういうプログラム処理をしたとか、このときはこういう特別処理をしたみたいなのがプログラムの中に入り込んでいて、結構まだ内在しているのではないかなと思っていました、COBOL が悪いというわけではないのですが、できる限り早期に抜本的なシステムの更改、プログラムソースをオープンな形にしていくことに着手しなければならないと思っています。大変なのは重々承知しているのですが、実際のところどうなっているのかをかなり深い部分で根本から見直す必要があり、総ざらいする必要があるのかなというのが1点です。

その際に、これまでの議論の中でも、過去からなぜか面倒なこのやり方を踏襲しているが、何で今このやり方を採用しているのかよく分からないといった話が多分にあると思っていて、そもそも目的に照らすと、これはもしかしたら要らないのではとか、これはこのときの特別事象に対応するためにしていたが、今日的に言ったらこれは要らないかもしれないなど、過去から慣習的にやっているタスクを減らす良い機会になると思います。本来の目的に照らしてなぜこうしているのか、先ほどの話なども、このデータとこのデータを突き合わせするプロセスは実は要らなかったという負荷軽減のきっかけとして、ここは本当に大変なところではあると思うのですが、抜本的に見直していく必要があるかと思っています。あくまで意見として述べさせていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。後ろの方とも関連しているのですが、ただ、もう一つまだ議論してないところが、8ページの毎月のチェックのことについてなんです、こちらは御意見、質問はいかがですか。目視が使われているというか、あとは、目視とエクセルですね。確報と速報で大きく変化している箇所と、あとは、符号が反転しているという2点でチェックされているということなのですが、こちらはよろしいですか。

○西郷部会長代理 これは、前からこのようなオペレーションになっているのでしょうか。今こうしたという話ですか。それとも、前からこのようにしているという話なのかということが1つと、もう一つは、異常が見つかったときにどうするかということまで決まっているのかどうかということ。例えば直近のデータと比較して、どうもおかしいというものが見つかった後はどうするのか、どこでどう相談して、どうそれを解決していくのかということまで決まっているのでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 まず、異常値が出たときに色を付けるということは、以前からしているものです。数値がプラスマイナス8%以上動くとき色を付けるというラインは作っております。

出たときの処理ですが、それが合理的かどうかを室内で担当者なり企画調整係とかも含めて判断するということになるのですが、合理的かどうかといいますのは、まず、一番明確なのは、標本数が少なくてぶれやすい産業は大体決まっております、そこは過去の時系列で見ても例えば十何%動くとかいうのは普通にありますので、そういうところに出てくるものについては、問題ないだろうという判断をいたします。

通常そうでないものでそういう大きな差が出てくるとすると、何が起きているのか、何でこういう大きな差が出ているのかということで個票まで戻ります。大きな移動が起きた原因というのは、前月にはなかった、あるいは前月もあったが今月の調査票で非常に大きな賃金額が出ているというところを見つけ出します。それが異常であるかどうかというのは、最終的には事業主に聞くということもありますが、記入ミスであれば修正されますし、今月はこういう事情で実際にこういう額を払ったという確認がとれれば、真の値として集計していくというものになります。

プラスマイナスについても、本来プラスなのがマイナスになったとしたら、その要因はどこから来ているのか見て、それが起こり得る話であれば問題ないと判断する場合がありますし、事業所に聞く必要が出てくる場合も出てくるというものです。

○河井部会長 ほかはいかがですか。大西専門委員。

○大西専門委員 チェックのところと関連してなんです、8ページ目の上のところの3つ目のポツで、「公表するために出力された結果を目で確認して、異常な数値がないか」というチェックをしていると書かれています、すごく大雑把な書き方なので、具体的にどうチェックするのかとか、それがどういう観点かなどを教えてください。結構熟練な方を見ると分かるが、一般の方、熟練ではない職員の方が見たら分からないために省内でチェックリストがあるとか、それを例えば先ほどのここからここまでの値に入ったらアラートを上げるとか、ざっと目視で眺めて大丈夫とすると、結構なれてくると人は横飛ばしして次に行ってしまうことがよくありますので、なるべくチェックは機械的にシステムで制御できるようにしているとか。この記述だけだと是も非も言えないのですが、そういう取組をされていくといいのではないかとというのが、8ページのところアドバイスとしてあります。

もう一点、追加で御質問させていただくと、7ページ目の事業所一連番号の話ですとか、この辺は今後していくという話なのか、それともこれまでもしていたという話なのか、どちらでしょうか。先ほどの話のとおり一回調査したら終わりではなく、これも経年でとって行って、それがどう遷移していったかとか、ここはここで先ほどの1カ月分はかぶせてきちんと追っていくということをデータベース化して管理していかないと、これもかなりのデータ量というか、管理が必要になってくるのではないかと思います、この辺のシステム化というかデータベース化の取組はどのようにされているのかというのが気になったのですが、ずっと暦年、経年で追っていく必要があるデータだと思いますので、その辺を

教えていただければと思います。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 まず、後からおっしゃった部分になりますが、入れ替えのあった1月について新・旧両方とるというのは、従来は3年の1回の入れ替えでしたので、入れかえ時の1月については毎回新・旧両方とるという形でしております。そういう意味では、各事業所をお願いしているのは、原則3年間のお願いなのですが、36カ月ではなくて37カ月お願いという形で毎回しております。それが、今回30年1月からローテーションサンプリングが入りました。それも原則3年は変わらないのですが、ずれるという形になりますので、ずれるというか、ローテーションサンプリングが始まって以降も、今度は毎年1月については新と旧両方にとって、きちんとデータを保持して、例えば1月の部分を過去何回にわたって見るとかできる体制というか、情報には整理されております。

それからあと、7ページの共通事業所系列のところは、私の説明が十分できてなかったかもしれませんが、1年前と同じ事業所を比べる、そういうグループを作って平均を比べるという作業は、平成30年1月から公表しております。毎月この数字は出してあります。ですので、これはシステムの中で、毎月こういう形でとって、公表時にも出して、分析もするという形でしております。

○大西専門委員 IDに紐づけて、ID単位でどういう形でそれをとっていったかというのが事業所単位で全部追えるようになってきているということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。共通事業所として選ばれたところは、毎月きちんとデータを保持しておりますので、例えば31年4月のデータですと、31年4月と30年4月の両方あった事業所はこれだけあって、そのデータリストはこうだというものを持って、その後、それらを使った分析もできるようなにはしております。

○大西専門委員 分かりました。将来にわたってもそれができるようになっているということですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。

○大西専門委員 分かりました。

○河井部会長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

あとは、既に議論がされたところもありますが、9ページのプログラム改修につきましの確認方法ということなのですが、こちらで何か御質問はありますか。では、西専門委員。

○西専門委員 9ページの下、改修を行った場合の確認方法というところで、一番下のポツは、集計した賃金、労働時間等が抽出率逆数を乗じた値になっているかという方法として、改修するプログラムと別の言語によるプログラムで集計した値と書いていただいているのですが、具体的なやり方の想像がつかなくて、どのようにやられたのか、例えばどういう言語を用いて集計されたというところがもしお分かりであれば、教えていただいてもよろしいですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ポツの3つ目

の括弧の中、改修するプログラムと別の言語によるプログラムというところは、先ほど申し上げたように、我々の集計プログラムは COBOL で行っているのですが、別の言語のプログラムは C で同じように作って、どっちで回しても同じ数字が出るというものです。それからあと、その下の「別の係でも集計を行って」という集計は、原始的なのですが、若干手作業ではありますが、エクセルで倍率を掛けて表計算上で、大量には処理できないですが、部分的にメインのところについて、それとも比べて確認を行ったものです。

○西専門委員 なるほど。作りかえができたということなので、置きかえもまあまあ頑張ればいけるのかなと思ってしまったのが私の感覚ではあるのですが、局所的だったというところもあるのかなと思うのですが、頑張ればいけるのかなというのが感想になります。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。毎月勤労統計システムが、データの読み取りからチェックからいろいろありますので、その中の集計のところだけを取り出して、だから、データは既に用意されたもので、そのデータをベースに計算だけ C で回したということですので、それができたら全部いけるといふうにはもちろんなっていないのですが、そういう意味では、頑張ればできるでしょうと言われると、そういうことは否定いたしませんし、見直しはきちんと取り組んでいきたいとは思っておりますが、ただ、実際には全部ではなく非常に局所的に、最低限のところまで数字が合うかどうかをしたということです。

○西専門委員 ありがとうございます。関連して、理解の確認というところで、別途 A 3 の紙、資料 2 の別紙で、作業の流れ図を描いていただいている中で、どこの部分を毎月勤労統計調査システムで、どこの部分を統計処理サーバーで対応しているかというのをお示しいただいていると思うのですが、この中で、毎月勤労統計調査システムと言われるところは外注されて作られていて、いただいた表を見ていると、この辺は Java でお作りになっていて、その下の統計処理サーバーの方は内製で、COBOL を用いて実施されていると。運用経費を見ていて、こちらが圧倒的にかけているお金も高いのかなとお見受けしてはいるのですが、これを 3 人の方でメンテナンスされているというのを数字上拝見していたのですが、機能としてどこの作り込みが一番複雑であって、ボリュームゾーンとなるのかですか、実際に皆様でお答えできる部分は限られるかもしれないのですが、統計処理サーバーの中での重い処理がどのあたりになるのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 毎月勤労統計調査システムは、調査票データを集めてきて、チェックをしているというところなのですが、あと、ここで果たしている役割の非常に大きいのが地方の集計です。地方調査の集計は、単純な話、都道府県の方がこのシステムを立ち上げて、自分のところの都道府県についてボタン操作で簡単に集計ができるという形にしているので、そういう意味では、誰でも利用できるような形にしています。それで、外注しているというところがあるのですが、ですので、そこはインターフェースも含めて使いやすさなり誰でも使えるものにするために、結構そこにはコストなり手間がかかっています。

一方で、統計処理サーバーの方は、内部の人間、中身が分かっている人間がプログラムを修正したもので行っていますので、過去の経緯とかの中で非常に分かりにくくなってい

る面はあろうかと思いますが、ただ、使う者については、我々が使えるもので適宜見直しをしていくというものですので、多分ボリュームという意味では、毎月勤労統計調査システム本体の方が結構大きくなっているという状況だと思います。

○西専門委員 書面調査でいただいている 14 ページと 15 ページのところに、2 つシステムとして載せていただいている、毎月勤労統計調査オンライン調査システムと、あと、その後ろに統計処理システムという 2 つを書いただいていると理解をしていました。14 ページにある毎月勤労統計調査オンラインシステムが、先ほどの A 3 縦の折り込みの資料の毎月勤労統計調査システム外注と言われるところなのかと思ひまして、15 ページ以降の統計処理システムと言われるところが、先ほどの A 3 の資料の下の部分の統計処理サーバーと書かれている部分かなと理解をしたのですが、それは合っていますでしょうか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 合っております。その御理解で結構ですが、ただ、ここに出ていないのは、これは毎月勤労統計調査の全国調査の集計のものになってしまひまして。すみません、A 3 の資料ですね。

○西専門委員 こっちですね。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 ですので、本省の作業としては、集計は統計処理サーバーでもって集計をしている。それは、ここに書いてあるところの後段の方に出てきている資料になりますが、ただ、都道府県における集計は毎月勤労統計調査システムの中でしていただいているので、地方の集計までは毎月勤労統計調査システムという状況が起きているということです。

○西専門委員 地方は集計までが前段の 14 ページの毎月勤労統計調査システムを使ってしている。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 そうですね。

○西専門委員 単純にこれを拝見したときは、毎月勤労統計調査システムの方がお金がかかってないと思って、集計システムの方がお金がかかっていると思ったので、今の質問をさせていただいた次第です。

○永島総務省統計委員会担当室次長 ごめんなさい、その点で事務局から補足させていただきます。16 ページを御覧いただきますと、今御指摘のシステム経費のところは、年間運用経費 1,470 掛ける 100 万円と大きなものを書いてあるのですが、下に※がありまして、開発経費、年間運用経費は 24 調査分の合計額ということで、厚生労働省全体の調査を運営しているハードの部分も入っていますので、ここは過大に見えるかと思ひます。

○西専門委員 失礼しました。省全体でということの数字ですね。この中の 24 分の 1 が毎月勤労統計調査ということですか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 まあ単純に言えばそういうことです。

○西専門委員 すみません。理解いたしました。ありがとうございます。

○河井部会長 ありがとうございます。もうそろそろお時間になってしまったのですが、まだ多分皆様言い足りないこととか、御質問等とかもおありだと思ひます。また、先ほど厚生労働省に対して宿題が 1 つ出ました。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 雇用保険の入

れかえのところですね。

○河井部会長 そうですね。西郷委員の質問に対して確認したいという点ですね。そういうところもありますので、それに対する回答をしていただくということと、あと、まだ言い足りないというか質問し足りないことがありましたら、事務局の方に御連絡をいただきたいと思います。

○川崎委員 よろしいですか。

○河井部会長 はい。

○川崎委員 いただいた資料に沿って質疑応答させていただいたので、かなりこの理解には役立ったのですが、もう少し広い意味での理解のために、資料にない部分のお尋ねをさせていただきたいと思います。

これはすぐお答えいただけるものとは必ずしも思わないですが、今後のこの問題、残った毎月勤労統計調査をどうしていくのかということ、お考えを聞かせていただけたらということなのですが、何を申し上げたいかということ、例えば先ほど来出ているようなマニュアルを整備するとか、いろいろなシステムをすっきりさせていくようなリファクタリングというのでしょうか、リエンジニアリングというのでしょうか、そういうことをしていく作業はいずれにしてもかなりリソースを食うわけですね。お金や人手とか時間もかかるわけですね。

そうすると、これまで伺ったお話からすると、データを処理するための体制は分かるのですが、中期的なプランニングを誰が受け持ってしていくのだろうかということ、当然ながら課長職の方であったり、その上の方であったりするのでしょうか、その辺をどう考えておられるのだろうかというのは、なかなかこういう場でいきなり答えるのは厳しいのかもしれないと思いますが、教えていただけたらと思います。というのは、システムは長年使っていきますと陳腐化、老朽化してくるわけなので、ちょうど例えて言えば、マンションでも長期修繕の計画を作ったりするようなもので、そういうものがないと、こういう永続的な調査の維持管理は本当に難しくなるのではないかと思います。その長期プランニングはどうしたらいいかということ、多分厚生労働省の統計の問題でもあるし、統計の基盤である毎月勤労統計調査統計という重要な統計の問題でもあるので、是非そこら辺を教えていただきたいと思います。

その関連で、どういう観点からお聞きしたいかということ、例えば人員ですが、これが最初に起こった時期の2001年ごろはどうだったのかと私、調べてみたら、厚生労働省の統計情報部の定員数は369人だったんですね。最近の数字をいただくと、233人で6割くらいに減少しているのです。一体これで本当に大丈夫なのだろうかというのがありまして、この減少でこれからも何とか頑張っていくのか、それとも増やしていくのかという大きな方向というのは、毎月勤労統計調査だけのことに限っていただいても結構ですが、そのあたりをどのように御覧になっているか知りたいというのが1点です。

それから、人員と、もう一つ大事なのが組織の体制ですが、いつの間に変わったのか私は気がついてないのですが、かつては統計情報部ということで、割と部や課の仕組みがはっきり分かっていたのですが、今は政策統括官という肩書になって、何々官、何々官とい

うのがいろいろできて、公表されている組織図を見ても理解しにくいです。しかも、政策統括官というのは、どうも統計情報だけじゃなくて、ほかにも担当されているみたいだとか、かつてがよかったという意味ではないのですが、昔の分かりやすさに比べると随分分かりにくくなっているのので、このあたりの組織体制、内部的な分かりやすさ、それから対外的な分かりやすさについて厚生労働省としてはどうお考えなのかというのを聞いていきたいというのが私の疑問点です。

それからもう一点、人員と組織と、もう一つは人材のレベルということですが、先ほどもお話があったので希望を持っているのですが、この仕事はある程度深く知らないで、突然来たり受け持ったりしてできる仕事ではないので、そうすると、今、人材の状況を見ると、たしか10年以上の人がかなりの数おられるということではあるのですが、10年以上は毎月勤労統計調査関係で9人おられるということが書かれていますが、今後ローテーションとしてどうされていくのだろうか。先ほど継続性と効率性という、相反するお話がありました。極端なことを言えば、今のシステムを完全に記述してマニュアル化し終わるまでは、今のベテランには異動しないでくれとか、それぐらいまでしないとなかなかノウハウを残しにくいのではないかと思ったりもするのです。そのあたりの人材を引き継ぎでのノウハウの残し方をどう考えておられるのか、一度どこかのタイミングで聞かせていただけたらと思っています。

大きな質問になって恐縮ですが、暫定的なお考えでも結構ですから、お聞かせいただけたらと思います。必ずしも今回でなくても結構ですし、今お答えいただけるならそれでも結構です。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室統計管理官 せっかくですので、時間もあれですが、少し今答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。マニュアル整備なり全体的なものというのは、非常に努力が必要となるものですが、それはやらざるを得ない、やるべきものだとして認識しておりますので、プログラムの改修を今後に向けてどう変えていくというのは、端的に言えば、一気にぼんと変えるのは難しいので、一時期同時並行でした上で、きれいに、スムーズにソフトランディングというか移行していくような形をとらないといけませんので、その時期にはそれなりの体制を組まないと無理だと思っています。今般いろいろ改善すべき点、取り組まないといけない点が出ている中で、それを段階的にはなろうかと思えますけど、今後どう取り組んでいくかというのは、我々統計担当の者を含めて省としてどう考えていくか、統計改革に取り組んでいくかというのは、省としての方向を決めるということで検討していきたいと思っています。

その中で、人員につきましても、確かに昔に比べて大きく減っております。ただ、一方で、単純に減っただけではなくて、いろいろな意味で効率化、合理化、システム、端的に言いますと、一人一人が結構高性能なパソコンを使えるようになってきましたので、合理化されている部分はありますが、ただ、本当に十分できるものになっているのか。通常の毎月の公表であれば、一定程度はきちんとこなしているものではあります。ただ、そういう前向きな見直し、更に次の世代、次の時代への改革ということになると、それに向けての体制というのは考えないといけないと思いますので、人員も含めて検討はしなければ

いけないと思っております。

組織につきましては、我々のニュアンスは少し違ひまして、統括官ということで非常に外から分かりにくくなっております。課長とか部長という、誰が上で誰が下か何となく分かるのですが、何とか官、何とか官とずらっという、誰が偉くて誰が下なのか分からないような状況というのは、外向けには分かりにくい状況になっていると思っておりますが、ただ、組織としての機能は部だった時代と同じようには動いていると認識しております。もちろん今の統括官が統計だけではなくて情報、特にシステムはセキュリティーとかサイバーセキュリティーも含めて非常に広範になっておりますので、そういう意味では、昔よりも情報に係る負荷というか業務量が増えているとは思いますが、ただ、しっかり統計と情報を見る立場というのは、以前の統計情報部長と同じ、格としては局長級なので上がっているのですが、行っておりますので、名称に係る部分の問題というのは、実はそんなにはないとは思っているのです。

ただし、おっしゃるとおり、十分統計改革に取り組める体制かどうかというのは、先ほど申し上げたような中でしていくことだと思いますし、その中で人材もなるべく毎月勤労統計調査は経験者を回すようにしていますが、次の世代、若い世代が十分育っているかといいますと、公務員削減の影響で若い人は少なくなってきていますので、そういう意味では、マニュアル化も大事です。そういうのに対応できるようなマニュアル化も必要ですし、そもそも若いときから統計の基本的な技能、能力をきちんと教育していくというのも組織として考えていかないといけないと思っておりますので、雑駁であります、それが今の考えです。ただ、これらを含めて省の取組としてまとめていくという方向で今動いておりますので、それをまた改めて御報告できればと思っております。

○河井部会長 ありがとうございます。毎月勤労統計調査の手順といいますか、作業の進め方は大体分かったという感じなのですが、まだ疑問等がありましたら、事務局の方に御連絡をいただければ、次回議論させていただきたいと思っております。あとは、今後の再発防止とか統計の品質向上に向けてどのようなことが必要なのかということについて、次回主に議論を進めさせていただければと考えております。

もう一つ、有識者会議を今ちょうど開催されたということで、厚生労働省で開催されております統計改革ビジョン 2019 有識者懇談会の審議の状況につきまして、情報提供いただきたいと思っております。

それでは、厚生労働省の方から簡単に説明をお願いできればと思っております。

○菱谷厚生労働省大臣官房人事課調整官 厚生労働省の調整官の菱谷と申します。お手元の席上配布資料「厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）有識者懇談会（第1回）」と書かれた資料を御覧ください。

今般、7月22日に厚生労働省統計改革ビジョン 2019の有識者懇談会の第1回目を開催いたしました。この資料は、通しでページを振られておりますので、37ページ、38ページを御覧ください。まず、厚生労働省統計改革ビジョンの有識者懇談会ですが、一連の統計不正に対する深い反省に立ちまして、厚生労働省として再発防止を検討するために開催している有識者懇談会です。最終的には、統計行政のフロントランナーとなることを目指し

ながら、厚生労働省統計改革ビジョン 2019（仮称）を策定するということを検討しております。

メンバーですが、38 ページ目にあります。まず、座長といたしまして、大正大学の小峰先生にお務めいただいております。それから、統計学者の美添先生にもオブザーバーとして参加いただいております。それと、平成 19 年の統計法改正につながった平成 17 年の内閣府経済社会統計整備推進委員会の座長をやられておりました吉川先生などにも入っていただいております。また、点検検証部会からは川口先生にメンバーとして入っていただいているところでもあります。このようなメンバーで検討しているところです。

第 1 回ですが、最初に、資料 1 としてお配りしております、通しで 1 ページ目ですが、統計の重要性についてということで、統計の理念をもう一回確認するというのをいたしました。

それから、資料 2-2 ですが、通しページで申しますと 28 ページです。今回起こった問題として、毎月勤労統計調査は非常に大きかったものですから、その中で特に問題になった経緯についてざっくり振り返りをしております。具体的には、16 年 1 月から抽出をなぜ開始したのか。2 点目は、その際になぜ適切な復元処理がなされなかったのか。3 点目は、それがなぜ 16 年から 29 年まで放置されたのか。4 点目は、30 年 1 月から復元調査をなぜ行ったのか、それを公表しないまま復元をなぜ行ったのかという点について、もう一度確認を行いました。

それから、資料 2-1 では、今回の統計問題は、毎月勤労統計調査の問題、賃金構造基本統計調査の問題等がありました。その中で、各種提言をいただいている旨について、資料のページで申しますと 23 ページ目ですが、まず、毎月勤労統計調査については特別監察委員会から再発防止の提言をいただいております。それから、統計委員会の担当室から指摘いただいたようなことについても、通しの 24 ページ目のところで記載しております。それから、統計学会などの指摘については、25 ページ目に記載しております。それから、経済統計学会の指摘についても記載しております。

それから、26 ページ目ですが、点検検証部会の意見を踏まえまして、統計委員会が 6 月 27 日に出しました第 1 次再発防止策の建議なども概要を御説明させていただいております。そのほか、第 1 次再発防止策につきましては、参考 4 として全文もお配りさせていただいております。

今後につきましては、第 1 回の議論で、その後有識者からの自由な意見交換をいただいたのですが、そうした委員の意見をまとめていくとともに、統計委員会などで御指摘いただいたような再発防止策なども踏まえまして、その内容を今後論点整理という形でお示しし、最終的には 8 月下旬にその取りまとめをしたいと考えております。統計委員会の議論なども踏まえた形で取りまとめをしたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明について何か御意見、御質問はありますか。よろしいですか。ありがとうございます。

14分ほど過ぎてしまいましたが、本日の審議はこれで終了とさせていただきたいと思えます。次回の日程につきまして事務局の方から御連絡をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 次回ですが、少し先になりますが、8月28日水曜日に開催をいたします。会議室等の詳細につきましては、また改めて御連絡いたします。

○河井部会長 どうもありがとうございました。それでは、本日はこれまでとさせていただきます。